

第5回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和3年3月22日（月）午後1時30分から南越前町役場別館2階第6会議室において、第5回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について
- 議案第4号 南越前町農用地利用集積計画の決定について

<報告事項>

- 報告第1号 電気事業者による事業計画について
- 報告第2号 農地法施行規則第53条（農地又は採草放牧地の転用のため権利移動の制限の除外）第8項に係る報告書について

<その他>

- 令和3年度南越前町農作業標準料金
- 令和2年度南越前町水田賃借料情報

出席委員 10名		欠席委員 0名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	川崎 藤次	1	
2	西川 勝一	2	
3	桂 慶一郎	3	
4	岩寄 和実	4	
5	植村 功吉	5	
6	朝倉 勇二	6	
7	石山 清孝	7	
8	田嶋 秀夫	8	
9	小不動 勝史	9	
10	惣次 健一	10	
事務局長	山岸 健		
書記	竹内 亮子		

議事録署名委員

2番 西川 勝一 ㊟

3番 桂 慶一郎 ㊟

【開会】 午後1時30分	
事務局長	皆さまお揃いでございますので、ただ今から第5回南越前町農業委員会総会を開催いたします。はじめに、惣次会長よりご挨拶をお願いいたします。
【会長あいさつ】	
惣次会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は田嶋委員さんが少し遅れてお見えになりますが、お見えになられると全員出席でございます。総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、2番 西川委員と3番 桂委員をお願いいたしたいと思っております。次回の総会開催日に議事録への署名・押印をお願いしたいと思っております。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は惣次会長をお願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	<p>はい、わかりました。</p> <p>これより議事に入ります。本日の議題につきましては、お手元の会議資料のとおりです。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。番号1から2を一括して議題にします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、本日はよろしくをお願いいたします。議案第1号についてご説明いたします。</p> <p>資料1ページをご覧ください。今回の農地法第3条の許可申請は2件です。いずれも所有権の移転に関する件でございます。</p> <p>まず、番号1でございますが、譲渡人は南越前町にお住いの方で譲受人も同じく南越前町にお住いの方です。</p> <p>申請人が売買により所有権を移転して農業経営を拡大するものです。</p> <p>位置につきましては、2ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。3ページは現地確認の様子です。3ページの写真上にある倒木については、所有者の許可を得て伐採しており、一部所有の畑地がありまして、今回の申請と一緒に所有権移転したいとのことでしたが、現地確認の結果、現況が畑とは言えず非農地であることから農地法第3条の申請には含められないとして外していただいております。</p> <p>申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、4ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>

事務局	<p>次に、番号2でございますが、1ページにお戻りください。</p> <p>譲渡人は相続財産管理人さんで譲受人は南越前町にお住いの方です。</p> <p>相続を放棄されたためいったん相続財産管理人のもとに渡った農地を売買により所有権を移転することで話がまとまったことによる申請です。</p> <p>位置につきましては、5ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。6ページと7ページは現地確認の様子です。7ページ写真下の農地については、県の砂防堰堤工事が完了しましたが、一部管理道路として収用され、農地を整形し直した状態のものです。</p> <p>申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、8ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありました案件について、まず1番の現地確認の報告を桂委員さんお願いします。</p>
桂委員	<p>はい、それでは報告します。</p> <p>先週の月曜日の3月15日に岩寄委員さんと植村委員さんと事務局2人の5名で現地確認を行いました。</p> <p>申請地は集落の北側に位置する農地です。所有権の移転後も水稻が作付される計画がされております。問題はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。次に2番については岩寄委員さんお願いします。</p>
岩寄委員	<p>はい、今、桂委員さんからの説明がありましており5名で現地確認をさせていただきました。</p> <p>2筆は、写真のとおり、少し耕作をされていなかったということで荒れていますが、これを田んぼに戻すということで良いことではないかと思えます。次の1筆につきましては現在、畑をされているため問題はありませんし、次の1筆につきましては、少し時間がかかるかもしれませんが耕作されるということでよろしいかと思われます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および桂委員さんと岩寄委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について】	
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、ご説明いたします。9 ページをご覧ください。</p> <p>申請人は南越前町にお住いの方で、譲渡人は南越前町にお住いの方です。申請地は、所有権を移転して住宅を建築するための転用申請でございます。</p> <p>転用にあたり、隣接農地への被害防止策といたしまして、北側農地から 2.3m、東側農地から 1.3m 離れて建築し、土留を設置するとともに、給排水設備を完備して被害を防除します。取水と排水は、上下水道を利用し、雨水は自然流化により道路側溝に放流します。この申請に際し、地元区長や農家組合長、隣接農地所有者等の同意を得ています。</p> <p>位置につきましては、10 ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地です。11 ページは現地確認の様子です。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。12 ページをご覧ください。</p> <p>こちらの農地区分は、上下水道管が埋設されている 5m の町道の沿道の区域であって、かつ 500m 以内に小学校と保育所が存在する農振白地地域で市街化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第 3 種農地と判断されます。第 3 種農地につきましては、原則許可できます。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を植村委員さんお願いします。</p>
植村委員	<p>はい。では、報告いたします。</p> <p>桂委員さんと同じく 5 名で現地確認をさせていただきました。</p> <p>場所は、小学校から約 200m 南に位置し、申請地の北側は田、東側は畑、南側は町道、西側は住宅であります。関係者の同意も得られていますし、アパート暮らしから土地を購入して持ち家に定住される意味で、転用はやむを得ないものと判断いたしました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および植村委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ございませんか。</p> <p>(無言)</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【議案第 3 号 地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について】	
議長	<p>次に、議案第 3 号「地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、ご説明いたします。13 ページをご覧ください。</p> <p>令和3年2月17日付けで南越前町長から会長宛に地籍調査事業実施に伴う地目変更の認定について照会がありました。</p> <p>これは、昭和56年10月7日付け国土国第409号国土庁土地局国土調査課長指示に基づき、地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定は、調査の適正と不動産登記手続きにおける地目認定基準等との相互の運用上の整合性を図る趣旨等から、土地利用状況、土地利用の確実性などや埋め立て工事等の時期、経緯を調査し、農業委員会に照会をかけることになっております。</p> <p>14 ページをご覧ください。今回、調査区域「今庄第10地区（湯尾①）」について地目変更対象が114筆ございます。このうち、田畑から非農地への変更が113筆、雑種地から農地への変更が1筆であります。詳細については、15 ページから27 ページに添付されているとおりです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局の説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>地籍調査の測量業者はどこか。</p>
事務局長	<p>現在、湯尾で地籍調査を行っており、業者は富山に本社のある会社で、役場からの委託を受けて調査を実施してございます。湯尾は、令和元年度から始まっております。</p> <p>少し補足いたしますと、地籍調査を行っていく中で、最近ですと分筆してちゃんと登記も地目変更も行っておりますが、昔についてはそういった作業を行っていなかったということで、農地のまま現況が実際には宅地であったり、道路であったり鉄道用地であったり等の地目変更を行ってなかったことから、地籍調査の中では手続きなしに変更ができるという国のルールとなっていることから、ご了承の程、よろしくお願いたします。</p>
西川委員	<p>地籍調査事業の今庄の全体像を教えてください。南条は早くに終わっている。</p>
事務局長	<p>今庄の地籍調査は平成の時から行っており、残っているのは今庄10区と湯尾でございまして、今庄10区の町の中は全く手つかずの状態でございます。また、湯尾は令和元年度からはじまりまして、まだ4～5年くらいはかかる見込みでございます。合波、長沢、燧については、調査は終わっていますが登記までは至っておりません。ちなみに河野地区は全く手を付けてございません。南条は合併前には終わってございます。町内の地籍調査は、以上の状況です。</p>
西川委員	<p>要は登記がきちんとされてなかったということですね。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第3号について、地目変更の認定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成でございますので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>

【議案第4号 南越前町農用地利用集積計画の決定について】	
議長	次に、議案第4号「南越前町農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。ご説明いたします。28ページをお願いいたします。 南越前町長より令和3年3月15日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による南越前町農用地利用集積計画の決定を求められております。29ページをご覧ください。 利用権設定日は令和3年4月1日です。 新規で利用権設定される計画の農地面積は71,759.18㎡、貸し手は26名で借り手は15名、筆数は全部で52筆です。利用権が再設定される計画の農地面積は652,832.33㎡、貸し手は172名で借り手は31名、筆数は全部で372筆です。 30ページから40ページは契約に関する詳細な情報になります。計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。 令和3年3月25日の公告予定日です。 以上で説明を終わります。
議長	ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。 (質問なし) 無いようでございますので、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。
【報告第1号 電気事業者による事業計画について】	
議長	次に報告事項に入ります。報告第1号「電気事業者による事業計画について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。 報告第1号については、41ページをご覧ください。 これは、電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う農地転用の許可は不要とされており、報告をすることで転用することができるというものです。 届出人は電力送配電の会社です。 事業目的は、電力線ほか張替工事でございます。 本工事は、左右それぞれ1年ずつ2回に分けて工期を組み、トータル2年ほどかかる計画ですが、工事の都合上、一度農地に復元してから再申請を行うとのことです。今回1回目の申請による一時転用期間は許可日から令和3年12月31日までとなっております。 申請地につきましては、42ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしと囲みのしてある箇所が申請地でございます。工事対象の鉄塔は、申請地の真上にある山林部のものになります。43ページは平面図と断面図でございます。ヘリポートやドラム置き場などに使用される計画です。 以上で説明を終わります。

議長	<p>ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>
【報告第2号 農地法施行規則第53条（農地又は採草放牧地の転用のため権利移動の制限の例外）第8項に係る報告書について】	
議長	<p>次に、報告第2号「農地法施行規則第53条（農地又は採草放牧地の転用のため権利移動の制限の例外）第8項に係る報告書について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。44ページをご覧ください。</p> <p>これは鉄道運輸機構が鉄道施設の敷地又は鉄道施設の建設のために必要な工事用道路に供するために行う農地の転用については、例外として転用許可を受けなくても報告をすることで転用することができるというものです。</p> <p>届出人は鉄道建設・運輸施設整備支援機構です。</p> <p>事業目的は、北陸新幹線工事に伴う工事用道路です。</p> <p>令和2年7月の農業委員会で報告し承認された案件でございますが、令和3年3月31日で一時転用期間が終了するため、令和3年12月31日まで期間を延長するものです。</p> <p>申請地につきましては、45ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。</p>
【その他 令和3年度南越前町農作業標準料金について】	
議長	<p>続きまして、その他に移ります。まず、令和3年度南越前町農作業標準料金について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、それでは46ページをご覧ください。先月2月22日に令和3年農業用機械等利用標準料金設定協議会を開催いたしました。福井県農業会議が本年1月21日に決定した農作業標準料金設定指針と、近隣市町の動向を参考にして協議をした結果、令和3年度の料金については、ご覧のようにすべて据え置きとなりました。また、ドローンの利用が進んでいることから県で新たに参考試算されたことに伴い、町でも防除の欄にドローンを追加いたしました。初回の設定金額ということで慎重に審議させていただいた結果、ヘリ、液剤と同額の1,510円となりました。</p> <p>標準料金は1区画おおむね30a程度の圃場整備がなされている10a当たりの料金ということで算定しており、南越前町は中山間地域で小区画の圃場が多いため作業がしにくいということで割増料金が設定されています。あくまでも目安として参考させていただいて、受委託者双方でよく話し合ったうえで決めていただきたいということです。</p> <p>本日の報告を踏まえ、3月25日発行の町広報紙と町ホームページに掲載して周知いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>何か質問はありませんか。</p> <p>料金は据え置きということですね。いつの広報紙に載りますか。</p>
事務局	<p>今月25日発行の広報紙になります。</p>
【その他 令和2年度南越前町水田賃借料情報について】	
議長	<p>次に、令和2年度南越前町水田賃借料情報について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは水田賃借料情報について説明いたします。47ページをご覧ください。農業委員会では農地法第52条の規定により、農地の賃借料情報を広く公表することになっております。</p> <p>今回、令和2年3月から令和3年2月までに公告された農地の賃借料を集計したものでございます。南条地区の平均額は9,700円、最高額19,500円、最低額1,000円、データ数は328筆です。今庄地区の平均額は5,600円、最高額10,000円、最低額2,000円、データ数は227筆でした。河野地区の平均額は5,100円、最高額6,500円、最低額1,800円、データ数は8筆でした。</p> <p>集計については、使用貸借で設定された契約は含まれておりませんが、参考といたしまして、表の右側の欄に使用貸借のデータ数を記載してあります。南条地区は164筆、今庄地区は147筆、河野地区は15筆でございました。</p> <p>水田賃借料情報につきましても、本日の報告を踏まえ、3月25日に町ホームページへ掲載して周知いたします。以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。以上2点について、何か質問がありましたらお願いします。</p>
西川委員	<p>米の当年価格は、具体的には今年いくらで算定されましたか。</p>
事務局	<p>13,000円です。</p>
議長	<p>換算してあるということですね。</p> <p>ほかに無いようでしたら、その他、事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。</p>

【その他】 午後2時5分	
事務局	<p>はい。本日は、ありがとうございました。事務局から3点ございます。</p> <p>まず1点目ですが、農地利用最適化推進委員さんの方から、地域の農地転用案件など情報共有できないかとの相談がありまして、農業委員会総会の議案書を総会終了後に議事録を添えて送付することとし、今月分から実施したいと考えております。</p> <p>次に、2点目でございますが、「2020年農業委員会活動記録セット」の記録簿を回収させていただきます。2021年版につきましては、本日、お渡しさせていただきます。記録簿の提出日につきましては、県の報告締め切りもありますので、その都度ご連絡いたします。定期的にご記入をお願いいたします。また、令和2年度の委員報酬を4月21日にお振込みさせていただきます。明細書については、後日送付いたしますのでご確認ください。</p> <p>最後に机の上におかせていただきました農業委員会業務の手引きとある緑色のファイルは、県農業会議より委員の皆様へ配布しご活用いただきたいということですので、お持ち帰りください。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>まず1点目はどういった内容のことか。</p>
事務局	<p>農地利用最適化推進委員さんから、地域の農地転用等の状況が分からないといったご相談を受け、現地確認に同行いただく案などお話ししましたが、情報共有ということで、総会の内容について議事録を添えてお送りしたいといった案でございます。</p>
事務局長	<p>推進委員さんにはいろいろと願をしてございますが、集落の中で、農地の転用や売買案件など地域の農地の移動状況を知る機会がないため、農業委員会で決まったことについては、推進委員さんに会議が終わった段階で、議案と会議録を添えて情報を提供させていただきたいということでございます。</p>
議長	<p>11名の推進委員さんへ送付するということですね。</p>
事務局長	<p>推進委員さん11名でございまして、事務局の判断でございます。</p>
川崎委員	<p>2点目は何でしたか。</p>
事務局	<p>国の交付金をいただいている事業でありまして、黄色い方の「2020年農業委員会活動記録セット」を回収したいという内容です。月ごとに切り取って提出いただいています提出済みの物はこちらで保管してございます。</p>
川崎委員	<p>詳細が書いていないところもあるが、宜しいか。</p>
事務局	<p>検査等ありますので、回収させていただきます。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。</p>

【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	<p>次回農業委員会の日程でございますが、令和3年度初めての開催を来月5月に予定しております。事務局案といたしましては、5月27日(木)午後1時30分から ということをお願いしたいと思っております。場所につきましては、本日と同じく第6会議室で行います。いかがでしょうか。</p>
川崎委員	<p>田植のシーズンではないでしょうか。大丈夫でしょうか。</p>
植村委員	<p>だいたいは、もう終わっている頃でしょう。</p>
事務局長	<p>計画的に田植えをしていただきたいということでお願いいたします。</p> <p>それでは次回は5月27日(木)午後1時30分から、役場別館第6会議室で開催させていただきたいと思っております。次回の開催通知、農地の現地調査の日程につきましては、改めてご通知をさせていただきます。よろしくお願いたします。</p> <p>以上をもちまして、第5回南越前町農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>閉会にあたりまして、川崎会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。</p>
川崎会長職務代理者	<p>あいさつ</p>
【閉会】 午後2時13分	